

平成二十年三月二十一日

平成二十年第一回北方町議会定例会議録

(第四日)

一、出席議員及び欠席議員

出席議員	欠席議員
一番 鈴木浩之	なし
二番 安藤浩孝	
三番 廣瀬和良	
四番 中村広一	
五番 福井裕子	
六番 立川良一	
七番 戸部哲哉	
八番 井野勝己	
九番 日比玲子	
十番 田中五郎	

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議事書記	寺島正躬
議事書記	木野村幸子
議事書記	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
教育長	宮川浩兵
教育次長	木野村學
参事兼総務課長	山本繁美

四、議事日程

税務課長	高橋勉
住民保険課長	勇憲一
福祉健康課長	奥野政興
上下水道課長	豊田晃
都市環境農政課長	大平喜義
会計室長	渡辺雅尚

第一 会議録署名議員の指名

第二 議案第二号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)

第三 議案第三号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)

第四 議案第四号 北方町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)

第五 議案第五号 北方町父子家庭児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)

第六 議案第六号 北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)

第七 議案第七号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)

(厚生都市常任委員長報告)

第八 議案第八号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

(厚生都市常任委員長報告)

第九 議案第九号 北方町後期高齢者医療に関する条例制定について

(厚生都市常任委員長報告)

第十 議案第十号 北方町道路線の認定について

(厚生都市常任委員長報告)

第十一 議案第十一号 平成十九年度北方町一般会計補正予算(第五号)を定めるについて

(各常任委員長報告)

第十二 議案第十二号 平成十九年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第十三 議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計予算を定めるについて

(各常任委員長報告)

第十四 議案第十四号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第十五 議案第十五号 平成二十年度北方町老人保健医療特別会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第十六 議案第十六号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第十七 議案第十七号 平成二十年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第十八 議案第十八号 平成二十年度北方町下水道事業会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第十九 要請第一号 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書の採択について

(厚生都市常任委員長報告)

第二十 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

第二十一 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出について

第二十二 厚生都市常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第二十二まで

(追加日程)

第一 意見書案第一号 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書について (議員提出)

午前九時三十五分 開議

一、議長 井野勝巳君 おはようございます。

連日の御審議を賜りまして、ありがとうございます。

きょうは、いよいよ三月定例会の最終日を迎えたわけですが、提出されました案件につきましては、適切な御判断を賜りますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は十人であり、定数に達しており、また、議会は成立をいたしました。これより平成二十年第一回北方町議会定例会第四日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

- 一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において九番日比玲子君及び十番田中五郎君を指名いたします。

日程第二 議案第二号から日程第十 議案第十号までについて

- 一、議長 日程第二、議案第二号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第十、議案第十号 北方町道路線の認定についてまで、九議案を一括議題といたします。

それぞれ付託いたしました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

- 一、最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。中村広一君。総務教育常任委員長 皆さん、おはようございます。

案件につきまして、私も総務教育常任委員会に付託されました案件を、去る三月十八日委員会を開催し、審査いたしましたので御報告申し上げます。

議案第二号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第三号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

- 一、議長 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。福井裕子君。厚生都市常任委員長 おはようございます。

命によりまして、私も厚生都市常任委員会に付託されました案件について、去る三月十七日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第四号 北方町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定について、議案第五号 北方町父子家庭児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例制定については、それぞれ質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第六号 北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定についてであります。

この条例の趣旨は、介護をしている方に対しての慰労であるが、町の介護者への慰労の考え方の質疑があり、以前は介護サービスを受けることができなかつたので、介護者の労をねぎらうことが目的でしたが、平成十二年に介護保険制度が始まり、介護給付を受けられることで介護者に対して負担が軽減されることにより、さきの行革委員会において二年間で額の縮小、その後廃止を決定していただいている旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第七号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第八号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、それぞれ質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第九号 北方町後期高齢者医療に関する条例制定に

ついでであります。

老人保健制度から後期高齢者医療制度に移ることにより、年金生活者が多い七十五歳以上の方の保険料負担について、どう変わるのかとの質疑があり、高齢者の医療の確保に関する法律により負担をお願いするものであり、高齢者の方の負担の明確化を図るものですとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第十号 北方町道路線の認定については、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。

一、議長 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第二号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許しません。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論は省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第二号に対する委員長の報告は可決であります。議案第二号は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第三号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対して質疑を許しません。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第三号に対する委員長の報告は可決であります。議案第三号は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第四号 北方町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許しません。

(質疑省略の声あり)

一、議長 質疑を終結いたします。

討論ございますか。

一、九番 日比玲子君 私は議案第四号に反対討論をしたいと思いません。

この議案だけについては、議案そのものは国保の老人保健拠出金を支援金と名称を変えることだけです。これは後期高齢者保険を創設するからそういうことになります。後期高齢者保険がらみは議案第九号、十四号、十五号に出ていますので、この四号議案のところでは反対討論をしたいと思います。

一番大きな後期高齢者保険をつくるということは、医療費を抑制したいということと、それから今、団塊の世代が退職をされるわけですが、この方たちが七十五歳になったときに対応しないといけないということで、今から始めるという問題があります。

そして、七十五歳以上をすべての保険から外して、県一本の後期高齢者保険をつくり、月一万五千円の年金の人からでも天引きをする。それがいない人は普通徴収ということになります。今までは、七十五歳以上は保険証をもらっていたわけですが、今度の後

期高齢者保険では、保険料を払えない人は国民健康保険と同じ扱いになります。差別医療が行われる、定額制ということもありませんが、余分な診療をすれば病院が赤字になる仕組みもつくられています。そして、在宅でみとりをすれば、在宅に移した場合は診療報酬を加算する。まさにひどいと言わなければならぬと思います。そして、長期療養病床を二十三万床も削減をしていきますと、一体そうした人たちはどこに受け皿があるのかと、今でさえ入るところが特養でも少ないわけですが、そうしたことが行われる。そして、全国においては、なぜ七十五歳で区切るのか。戦前はお国のために死になさいと言われて、今度は後期高齢者保険でもまた死ぬということかということで、すごい怒りが沸き起こっているわけですが、この後期高齢者保険に対しては、野党四党で廃止法案を提出しています。私たちはこんな七十五歳で区切るのではなくて、お年寄りが本当に七十五になってよかったなと言えるような政治にするために、この法案に反対ということで、この議案でも反対をしたいと思えます。以上です。

一、議長 これをもつて討論を終結いたします。
これより採決をいたします。

議案第四号に対する委員長報告は可決であります。議案第四号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第四号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第五号 北方町父子家庭児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第五号に対する委員長の報告は可決であります。議案第五号は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第六号 北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑終結の声あり)

一、議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

一、九番 日比玲子君 この件については、さきの行政改革委員会で私は賛成をしまして、これは大変過ちを起しました。そこで、そういうことをまず言っておきたいと思えます。

それで、介護保険ができたことによって、介護度の三、四、五の人を対象にして四十八人がこの手当てをいただいているというところであります。この創設の一番初めは、松井元町長のときに確か三千円ぐらいだったと思うんですが、介護される人は一日日本当に大変です。それで、せめて松井町長にコーヒー代でも出してもらったらどうかということで、八千円に値上げをしていただいた経過があります。そして、本当にこの四十八人の人が見てくださっていることによって、いろいろな事情はあるかと思うんですが、少しでも介護保険に影響を与えているのではないかと、いうことでありますので、やっぱり私は在宅で見てもらうことに対しては、介護保険が始まったからということだけでは解決でき

ない問題があるのではないかということ、反対をしたいと思いません。

一、議長 これをもつて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第六号に対する委員長の報告は可決であります。議案第六号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よつて、議案第六号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第七号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑、討論はございませんか。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第七号に対する委員長の報告は可決であります。議案第七号は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、議案第七号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第八号 北方町国民健康条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑省略の声あり)

一、議長 質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

一、九番 日比玲子君 議案の第八号に反対討論をいたします。

これは七十から七十四歳の被保険者の療養給付費を今の一割から二割にする、またこれは二倍ということになりますので、本当に今の状況から考えたら大変じゃないかと思えます。

そして、保健事業は国民健康保険条例では今まで八項目うたつてあつたわけですが、これは一般会計の方で行つてきました。今度から国保会計で四項目にされ、それは健康教育であるとか、健康相談、健康診査など四事業が行われます。

この特定健診、特定保健指導は、四十から七十五歳未満の国保の加入者を対象に、内臓脂肪症候群など生活習慣病に特化をして健診や指導が行われるわけです。そして、県の医療費適正化計画の目標値が達成できない場合は、後期高齢者保険の支援費を十%の範囲で加算をするものであります。他の保険と違って国保の加入者は非常に年齢的にも高い人がいるので、こういう加算の影響を受けるといふことで、ますます成果主義になる可能性が多分にあると思えます。

そういうことを含めて、この目標値と支援金を連動させたペナルティーそのものを私は廃止すべきだと考えています。以上です。

一、議長 これをもつて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第八号に対する委員長の報告は可決であります。議案第八号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よつて、議案第八号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第九号 北方町後期高齢者医療に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第九号に対する委員長の報告は可決であります。議案第九号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第九号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第十号 北方町道路線の認定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第十号に対する委員長の報告は可決であります。議案第十号は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第十一 議案第十一号及び日程第十二 議案第十二号について

一、議長 日程第十一、議案第十一号 平成十九年度北方町一般会計補正予算(第五号)を定めるについて、並びに日程第十二、議案第十二号 平成十九年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)を定めるについてを一括議題といたします。それぞれ付託いたしました案件について、各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。中村広一君。

一、総務教育常任委員長 御報告申し上げます。

私も総務教育常任委員会に付託されました議案第十一号 平成十九年度北方町一般会計補正予算(第五号)を定めるについての関係部分についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。

一、議長 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。福井裕子君、厚生都市常任委員長 御報告申し上げます。

私も厚生都市常任委員会に付託されました議案第十一号 平成十九年度北方町一般会計補正予算(第五号)を定めるについてであります。

乳幼児医療について、平成十九年度に町単独で入院年齢を拡大し、予算を二百四十万円計上しているが、現在の支出状況の質疑があり、一月までの支出が百三十五万三千六百六十円、月平均約十三万五千三百六十円である旨の答弁がありました。

次に、児童手当の中で、被用者児童手当の減額補正の理由の質疑があり、児童数が年間で三十二人減員した旨の答弁がありました。

次に、土地区画整理費の高屋西部地区調査業務委託料の減額理由について質疑があり、岐阜県都市整備協会との委託契約により、業務の一部を協会が外部発注したことに伴う経費節減の結果によるものである旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第十二号 平成十九年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)を定めるについてであります。

質疑、討論もなく採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。

一、議長 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第十一号 平成十九年度北方町一般会計補正予算（第五号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

（質疑・討論省略の声あり）

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第十一号に対する委員長の報告は可決であります。議案十

一号は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十一号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第十二号 平成十九年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

（質疑・討論省略の声あり）

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第十二号に対する委員長の報告は可決であります。議案第十二号は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十二号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前十時 一分 休憩

午前十時十一分 再開

一、議長 では、再開をいたします。

日程第十三 議案第十三号について

一、議長 日程第十三、議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計予算を定めるについての議題といたします。

本件についての各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。中村広一君。

一、総務教育常任委員長 御報告申し上げます。

私も総務教育常任委員会に付託されました議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分について御報告申し上げます。

歳入については、地方消費税が昨年より七百万円の減となっているが、理由は何か。国民の消費が下向しているのかとの質疑があり、地財計画において五・二%減となっている。これは消費税額の五%のうち、一%が県及び市町村に入ることになっているので、少なくなっていることは消費が下向していることが要因である旨の答弁がありました。

歳出については、給与計算事務委託料がなくなつて、人事給与システム業務委託料となつていることについての質疑があり、従来は情報センターに給与計算を委託していましたが、平成十九年度にはシステム導入をし、庁内で行えるようにしたので、平成二十年度はシステムの保守料を予算化している旨の答弁がありました。

政策審議会委員会報償費がことは増額になつて、二年間で百六十万円ほどを使つての草の根民主主義ということであるが、委員の選任について、公募ではあるが、広い意味でみんなの声を吸

い上げていく方法はないのか。また、要綱にある所管事務に可否を決するとしているがどうかとの質疑があり、委員二十名を公募し、一年目の平成十九年度は町の予算等の説明を含め五回開催いたしました。二十年度からは四月から十一月まで八回の開催を予定した予算化であり、住民の立場から行政の実態を把握、理解してもらい、町行政に施策の選択や提言をしてもらう旨と、公募以外に委員を選出するよい方法があれば具体的に提案をお願いしたい旨の答弁がありました。

町制施行百二十周年記念事業に多くの予算をかけ、古き郷土を知って新しき郷土の発展を図るとしているが、この理念と整合性に欠けるのではないかと。及び百二十周年記念事業について、町民がみずからかわつて心に刻むことができるものがよいと考えるが、教育委員会はどのように取り組むのかとの質疑があり、内部でも実行委員会でも同様な意見があつた。十年を一区切りとし、それなりの意義があり、やらなければやらないで批判がある。最近住民の気持ちも沈みがちで、あれこれだめとなると活気がなくなる。歴史と伝統のまちとして、さきの理念に基づき、イベント等を講じる必要がある。できるだけお金を使わない、大勢の町民が参加できるイベントを考えてきた。百年、百十年も同じような議論があつたと思うが、この十年間を振り返って、思い出して残るような成果となる事業を実施していきたい。また、百二十周年記念事業はまちの節目として、北方町民の活力を引き出し、まちの活性化と連帯意識を高めることがねらいであり、打ち上げ花火的な一夜の夢と消えるものでなく、後世の北方町民のため残っていくような記念としての百二十周年記念事業という精神に沿つた形で諸事業を計画していく旨の答弁がありました。

北方・穂積線のバスカードについて、路線の本数が減つて八百

十四万円までバスカード購入費が下がった。利便性が上がらなければ利用者が減るのではないかと。また、バスカードが使えなくなるが、換金できる方法はこの質疑があり、この三年間、購入金額は変わっていないが、できるだけ町民に利用してもらえよう図っているの、利用実績を上げてもらえば本数がふえる旨。また、使えなくなるバスカードについて、四月の広報「きたがた」でお知らせするが、四月十日以降、岐阜バス柿ヶ瀬営業所で回数券と交換することができる。また、住民の利便を考え、四月の二日間ほど、半日間は役場ロビーで交換窓口を開設する旨の答弁がありました。

徴税費の賦課徴収の委託料がふえている理由についての質疑があり、二十一年度固定資産税の評価がえに伴う土地評価業務、家屋経年異動調査業務等の経費である旨の答弁がありました。

毎年、商工会補助金の予算額は変わらず、その効果はこの質疑があり、総額はふえていないが、若干ふえているのは経営改善普及事業であり、それは二名の退職に伴う人件費の関係で、年度末に精算することとなつており、使い道についてもより効果が出るよう精査する旨の答弁がありました。

少子・高齢化について、子育て支援は充実しているが、子供が生まれてこない。教育委員会としてどのように働きかけをしようと考えているかとの質疑があり、子供たちが健康で北方をふるさととして愛し、やがてふるさとを担ってくれるよう、一層教育環境の充実を図りたいとの答弁がありました。

特別支援学校に通っている子供たちや、通級、情緒障害、LDの子供たちの把握はどのようになっているかとの質疑があり、就学前健診において就学指導を行うため、判定委員会を行つており、ここで把握している。ただし、特別支援学校については調査が必

要との答弁がありました。

学校のパソコンのリース料が上がっているが、条例改正で長期の契約をすることにより安くなったのではないかとの質疑があり、条例で長期継続契約ができるようになったが、もともと五年間を前提とした契約金額で毎年契約を更新しており、今回長期の五年継続契約になってもリース料に影響はない。むしろ契約時点の金利によりリース料が変わる旨、また年度途中の導入となるとその年度の予算金額は減るが、次年度は一年分となる旨の答弁がありました。

図書館のパソコンリース料について、七台しかないのに二百八十八万八千円もかかっているのはなぜかとの質疑があり、図書館は特殊な専用ソフトを使っており、また販売数が限られ、単価の高いものとなっていること、さらにパソコンも高性能のものが必要であるため、割高となっているとの答弁がありました。

公債費はこの一般会計以外の予算にもあるのか。また、公債費比率はどれくらいになるのかとの質疑があり、公債費は一般会計と下水道会計、上水道企業会計が持っている旨、また公債費比率は平成二十年度に一四・四％程度となる見込みである旨の答弁がありました。

平成二十一年、二十二年が過ぎると経常収支比率が下がってくるのかとの質疑があり、計算上の分子となる社会保障費等がこれからもふえていく一方で、分母の経常的収入、徴税等の自主財源がこのままであれば九〇％台の推移となる見込みである旨、よって、町税等滞納額の徴収や、使用料の適正化等による自主財源の増を図らないと、経常収支比率は下がらない旨、さらに北方町はベッドタウンであり、給与所得世帯が多く、給与所得に頼る町としては今の経済状況だと苦しい。よって、先ほどの自主財源の確

保は必要であり、健全経営を進めるには二、三割の余裕が必要であり、今後とも行革を進めていきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、賛成・反対両討論がありましたので、挙手による採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。

一、議長 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。福井裕子君
一、厚生都市常任委員長 御報告申し上げます。

私も厚生都市常任委員会に付託されました議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計予算を定めるについてであります。

老人福祉センター及びふれあい健康センターのヘルストロン保守点検について必要性の質疑があり、健康器具で高圧電流等を取り扱うため、保守点検は必要である旨の答弁がありました。

環境衛生費では、雑草除去委託の委託先業者について質疑があり、町民からの要請により、土地所有者の依頼を受け、土木業者に委託している旨の答弁がありました。

公害対策費では、町長の諮問機関である公害対策審議会について、予算に係るものであるので、開催日程に配慮されたい旨の質疑があり、今後配慮する旨の答弁がありました。

農業費では、集落活動促進事業補助金の内容について質疑があり、農業者による活動団体である農業改良組合の活動に対する補助である旨の答弁がありました。また、従来の転作奨励金と現行の制度の違いについて質疑があり、米生産受給調整促進事業補助金として、十アール当たり千五百円の町単独助成を行っており、別に国から農協を経由して地産づくり交付金が直接生産者に支給もされている旨の答弁がありました。

河川総務費では、河川除草委託料についての質疑があり、一部は地域住民による清掃困難な水路等のしゅんせつとして、株式会

社富士への清掃委託を含めている旨の答弁がありました。これに関連し、合理化協定に係る委託業務について質疑があり、平成十八年度決算において、水道終末処理場維持管理、公衆便所清掃、学校等のガラス清掃、街路・公園の樹木管理、リサイクルセンター作業委託等の代がえ業務として一億六千二百万円である旨、今後も下水道切りかえの状況によって増額が見込まれる旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で終わります。

一、議長 以上で各常任委員長の報告を終わります。

これより各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑等はありませんか。

(質疑終結の声あり)

一、議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

一、九番 日比玲子君 議案第十三号 平成二十年北方町一般会計予算に反対したいと思います。

今、国の悪政によって貧困と格差が非常に広がってきています。私たちの暮らしは、生活必需品は値上がりをし、年金や給与は上がらず、可処分所得は減り続けています。そういう中で、町民の暮らしは大変厳しい状況の中に置かれています。

その中で、予算はランドセルの支給や保育料の据え置き、妊産婦健診の助成の倍増、また教育に関しては、手厚い予算の中で扇風機の設置などについては私は評価をするものであります。しかし、国の方で大企業などの法人減税や軍事費の見直しをすれば、地方はこれほど苦しまなくてよいと私は考えています。地方にき

ちつと財源を回すべきと考えています。

そして、もう一つの問題は、町制百二十周年事業についてであります。古き郷土を知って新しい郷土の発展を図ることを理念として町の活性化を図り、これをイベントなどでやるとしては、活性するのかがどうかということはちよつと疑問にも思いますが、経済収支比率は九〇%、大変な状況にある中で、本当に百二十周年というのが町民の賛否両論があると言われましたが、いいのかがどうか、ちよつと疑問に思います。

それから、一般会計から国保への繰り出しについては、私は軽減のために繰り出しをしてほしい、滞納繰り越しを減らしてほしいという思いがありました。そういうこともなされていません。そして、乳幼児医療費の問題、助成については今、県並みですが、せめて通院費も小学校卒業までしてほしいという思いを持っていますが、そうならないということでもあります。

そしてもう一つは、草の根民主主義を根づかせたいということで、政策審議会が二年目を迎えました。これは、地方自治法の第百三十八条の四の三項に合致しないと思います。私は、これは私的なものではないかと思っています。そして、報償費を払うことができるのかどうか、ちよつと疑問が残ります。

そして、リサイクルセンターの中間処理委託料で、先ほど報告がありました。富士が請け負っているということで、聞くところによりますと、ごみの量がふえたからということ、今年度は五百九十万五千円、こういうことで随契でやられていて、グラドルールの問題もあります。リサイクルセンターをつくったんだけど、ごみ減量の立場に立つべきだという考えを持っています。

北方町は持ち家も半分、所得の少ない人が非常に多いわけです。

何と税務課の話によりますと、三百万所得のある人が八五%にも及んでいる、そういう中で、やっぱり国の悪政から、こうした人たちが本当に北方で住んでよかったと言えるようなまちづくりを進めることがとても大事ではないかと思っております。以上であります。

一、十番 田中五郎君 私は賛成の討論をさせていただきますが、一般質問でも申し上げましたように、国内外は大変厳しい現状に置かれております。そういう中で、我が北方町の町民もその影響を受けて、日比議員ではないですが、大変厳しい状態の中にあります。そういう状況の中で、本年度の予算が計上されております。その中の賛成の意をこれから申し上げさせていただきますので、お願いしたいと思います。

まず、歳出について申し述べさせていただきます。そのうち、人件費関係のことです。

経常経費の主となるのは人件費であり、その人件費十億二百二十八万四千元は、職員の退職による前年対比一・八%減の予算となっております。職員は町民の公僕であり、奉仕者であり、慕われ、喜ばれる職員でありたいと思っております。過去、その職員の評価制度の実施をされる予定でありましたが、まだ実施がされていない。今後期待をするものであり、また臨時職、嘱託員に支払う給与が高卒の初任給より高い。職務内容段階に合わせた賃金、パートへの転換をすることを望むものであり、今後考慮することが重要と考えますので、よろしくお願いしたいと思います。このような人件費に対する見直し削減に大きく期待をいたすものであります。

次に、民生費関係についてであります。

予算全体の民生費の割合は三一・二%を示し、前年対比一〇・

九六%となっております。このうち、扶助費は前年対比七・八八%の増となっております。この要因は、北方町の政策によるものなのでしょうか。それとも、先ほど申し上げました個人の持ち家率が少ない状態なのか。時代に合わせた、また変革に合わせた政策を望むものであります。

このうち、少子化対策として妊婦健診の助成金、出産されます妊婦への助成券三枚から六枚への助成予算六百三十四万五千元は、時代にふさわしい少子化対策の一つとして大きく評価いたします。であり、今後はこの関係する町民の利用が将来につながることに大きく期待するものであります。

次に、都市開発関係事業について申し述べさせていただきます。加茂土地画整理事業負担金三千四百二十五万円は、平成二十一年度事業完了に向けた妥当な整備予算計上であり、この区画整理事業の中の公園整備費三千万円は、百二十周年記念事業とされています。この事業のような形で、また物件で後世に残し、引き継がれるものに対しては大きく評価するものであります。

開発整備事業が残されています高屋西部開発事業の調査委託料六百五十万円が、今後開発に向け有効な予算となり、町民の協力のもとに進められることを大きく期待するものであります。

次に、教育関係についてであります。

教育は後退するものではなく、常に時代とともに前向きに進めていかなければならないと思っております。そのためには、教育現場、また施設の充実も欠かすことができない。そのための予算、工事費、各小・中学校の改修工事費一千七百五十三万三千元と、中学校プール改築予算一億四千五百万円の計上は、必要かつ大切な整備事業で、将来に向けた予算として認めます。

公共等の発注する事業の入札価格は、新聞紙上で報道されてお

ります二〇〇六年では予定価格が八〇%前後でありましたものが、二〇〇七年には予定価格が六〇%台の入札価格となった調査報告がされています。この現状を考えると、入札価格執行をされまことにつきまして、理解をしていただき、執行されることを望むものであり、今後、教育促進の予算となるよう期待するものであります。

続いて、消防防災費についてであります。

北保育園、児童館の耐震補強工事は、児童の安全を確保する予算七千六百六万三千円は妥当な予算であると考えます。ユニバーサルトイレの購入費百五十万円は、災害に備えた重要政策として大きく評価するものであります。

このような購入費、物品に対するものについて百二十周年記念の物件とし、防災訓練事業の実施に当たられることに大きく期待するものであります。これを百二十周年記念事業の一千五百万円の内容について、少しでも削減見直しに大きく期待するものであります。

では、続いて歳入予算について申し述べます。

三位一体改革により地方移譲の改革がされる中、我が町の町民税は前年対比一・四%の減、十億一千三百五十九万五千円であり、また、固定資産税は十億四千五百二十五万六千円であり、この見込みは新築家屋等の増を見込んだものであり、妥当な予算と受けとめています。また、軽自動車税、前年対比六・四%の伸びの見込みは、現状社会環境を見据えたものであり、たばこ税は喫煙家の減少のある中、町への分割率の増による予算見込みと受けとめております。

また、歳出予算に応じた繰入金金の三億七千万一千円、町債の二億六千六百七十万円は、必要な事業を進めるための基金取り崩し、

借り入れと認識しています。

大変厳しい時代であり、また地方運営の財政確保も大変だろうと考えております。そういう中で、道路特定財源、地方譲与税が国会の混乱でいまだ明確になっていないときに對しまして予算が計上されていますが、この点についてもやむを得ない予算と考えております。

また、今後この予算を執行される際には、今議会の質疑一般質問等の指摘事項について考慮されることを心から願うものであり、また先ほど各委員長の報告では可決すべきとされています。よって議案第十三号 平成二十年度一般会計予算は町民のための予算であることを認め、賛成討論とさせていただきます。

一、議長 ほかにございませんか。

一、七番 戸部哲哉君 私は、議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計予算について、賛成の立場で討論に参加をいたしたいと思っております。

国の財政運営は、一貫して経済、財政運営と構造改革に関する基本方針に沿って、歳出・歳入一体改革に取り組み、財政の健全化に向け踏み出しております。改革努力の一層厳しい基準を設定し、めり張りのある歳出の見直しとするなど、財政の再建は避けられない課題となっております。健全で活力ある経済があればこそ、財政のもとに展望を切り開き、活力ある安全で安心なまちづくりの実現には基本であると思っております。

しかしながら、サブプライムローン問題に端を発したアメリカ経済の後退により、世界的な経済の減速、さらには急速な原油高、円高ドル安、株価の大幅な下落により、国内経済の先行きはまさに不透明さを増してきました。また、依然として国の借金も年々増大をしております。このような厳しい経済見通しと財政環境を

踏まえた中、当町の一般会計の予算額は大幅な減額もなく、前年度当初予算比〇・〇二%増、歳入歳出をそれぞれ五十億一千百万円とされました。福祉医療費等、歳出の自然増が避けられない中、現行のサービスを維持しつつも、建設事業費や人件費を抑制され、町債を前年度より減額された予算編成は、当町の骨格予算としてバランスのとれたものであり、評価するところであります。

歳入歳出に予算計上されました主な部分について、私なりの意見を要望も交えて述べさせていただきますと思います。

さて、歳入では、税源移譲に伴う住宅ローン控除を住民税で控除することにより、その還付等で個人町民税一・四%の減など町税全体における税額は四百四十七万三千円の減に転じております。

一方、地方交付税や交付金等では増額の予算計上がされているものの、財源不足は基金から三億七千万、町債から二億六千六百七十万円の繰り入れは、歳入全体としては決して楽観できない部分でもあります。当町の現状を踏まえた身の丈に合った予算編成の結果であると説明をされております。財政の健全性を保ち、維持継続する意味でもせたいくはしない、その姿勢は貫いていただきたいと思えます。

また、国の地財計画の基本方針は、人件費を初め、各分野にわたり地方歳出を抑制することとしております。自主財源の拡大には手だてのない当町としては、国の交付税に依存する財政である限り、厳しい財政環境は続いていくものと理解するところであり、さらなる町長の手腕に期待するところであります。

町政全般を通じて、公平負担の原則から税源的な確な把握と収納率の向上に努力することに加え、歳入財源の確保には一定の評価をするものであります。

一方、歳出では、町制施行百二十周年記念事業費が計上されて

おります。町民の活力の原動力となり得る行事や催し、また既存の活性化事業上乘せの予算であり、本町の活性化につながる予算と期待するところであります。財政が厳しい中、無駄な事業と指摘する声も出ております。行事等の遂行に当たっては、慎重かつ有効な予算として消化をしていただき、成功裏に終わることを確信して支持したいと思えます。

次に、第六次総合計画策定の予算については、多様化する町民ニーズにでき得る範囲で対応していただき、魅力あるまちづくりを念頭に、職員の英知の限り策定されるようお願いをしておきたいと思えます。

次に、行政改革の検討事項でもあります保育料金、子育て支援事業、ランドセル支給事業等の継続や据え置きをされたこと、また、こんにちは赤ちゃん事業、妊婦健診料の助成拡大等の子育て支援事業、予防接種の対象拡大、各種健診の助成制度の拡大、特定保健指導の導入等の予算計上は、高齢化社会における医療費の抑制や町民の健康管理に対する環境づくりとして、当町の福祉重要政策としての取り組みが顕著にあらわれており、評価をいたしたいと思えます。

しかしながら、周辺市町の医療費補助対象の拡大傾向が続いております。当町がおくれをとっているかの現状から、町民の要望は加速していくものと思われれます。避けては通れない重要課題として、今後取り組みなければならぬ時期でもあります。医療費の補助対象の拡大は真の意味で福祉政策ではないとの町長の持論を私は支持したいと思えますし、同じ見識を持つものであります。ぜひ理解を得られるよう努力をしていただきたいと思います。

また、町長は町財政について町民説明会を行われるとのことですが、厳しい財政環境の中での予算組みは、行政と市民活動の新

たな関係が必要になってきたこと、町のやるべきこと、町民ができることの認識のあいまいさなど、過渡期として大事な時期に来ております。どのような方針で、どのような計画性を持って、どのように進められるのか、今まで以上に丁寧な情報提供が必要であり、それを共有することが町民の理解を得る上で必要であります。町長にはぜひ信念を持って論じていただきたいと思えます。

次に、商工会補助金は前年度とほぼ同額の予算が組まれており、本町の商工業の発展に寄与する助成金であると信じておりますが、例年どおりの既成事業では、費用対効果の面から見て疑問視をせざるを得ない点があります。お手盛り予算であることを再認識して、丸投げの助成にとどまらず、企画等の助言や指導力を高め、あるいは企画等にも積極的に参画し、有効な活用をしていただくことを要望としておきます。

次に、高屋西部の都市計画マスタープランの見直し業務委託料九百六十五万円は、芋地区の再開発に向けてのカウントダウンが始まったところでもあります。町としてできる限りのサポートをしていただき、関係者の労苦が報われるような結果となるように願っております。

次に、教育施策の予算では、英語指導講師料七百六十八万円、学校教育推進化事業費七百八十万円、適応指導教室指導員の報酬二百四十万円、教育相談員二百六十五万円は、教育の町として、単独事業の施策として評価できるものであります。また、能力開花推進事業費、心の教育推進事業予算は、学校間の差別化、特色化を図る事業費として、登下校安全巡視員の設置は子供の安全・安心な通学等を確保する予算として計上されており、当町の厚い教育施策は、将来を担う子供たちにとって恵まれた環境づくりがされていると評価をいたします。

かいつまみで意見を述べましたが、厳しさを増す都市間競争、行政の効率化は待ったなしの課題であります。町長初め職員の方々が一丸となって御努力をいただき、町民が心から願うまちづくりを進めていただく上で、真摯に予算の執行をしていただくことをつけ加えさせていただきます、議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計予算に対し、賛成の討論といたします。

一、議長 そのほかございませんか。

(終結の声あり)

一、議長 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第十三号に対する委員長の報告は可決であります。議案第十三号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第十三号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第十四 議案第十四号から日程第十八 議案第十八号までについて

一、議長 日程第十四、議案第十四号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてから日程第十八、議案第十八号 平成二十年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてまで五議案を一括議題といたします。付託いたしました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。福井裕子君。

一、厚生都市常任委員長 御報告申し上げます。

私も厚生都市常任委員会に付託されました議案第十四号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてで

あります。

前期高齢者交付金について、七十五歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行することに関連する収入かとの質疑があり、各保険者における六十五歳以上七十五歳未満の前期高齢者の加入率により算定された額が交付されるもので、療養給付費交付金にかわるものですとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第十五号 平成二十年度北方町老人保健医療特別会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第十六号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

後期高齢者医療制度の開始により、職員の事務量及び職員の配置について質疑があり、現在の老人保健担当が引き続き後期高齢者医療の事務を主に行うものと考えていますが、窓口事務についてどの程度増加するかは予測できないので、状況によっては臨時職員の活用により適切に対応したい旨の答弁がありました。

また、広域連合への職員派遣についてはどう対応するのかとの質疑があり、平成二十四年度、平成二十五年度に一人の職員派遣を予定しており、それまでは現行の職員配置には影響はないとの答弁があり、職員の派遣期間の町の事務については、結果としては増加することとなる旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第十七号 平成二十年度北方町下水道事業特別会計

予算を定めるについてであります。

一般会計からの繰入金について、前年度より減少しているが、今後も減少していくのか。また、公債費が減少すれば繰入金額も減少するかの質疑があり、繰入金は徐々に減少していくが、三億円台で推移していく予定である。また、公債費は平成十九年度がピークであり、公債費が減少すれば一般会計からの繰入金も減少する旨の答弁がありました。

次に、処理場管理費の特別技術管理委託料に関する質疑があり、特別管理により汚泥が発生しないということは、汚泥の処理に係る経費が削減されることになる。よって、特別技術管理委託は今後も実施していく旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第十八号 平成二十年度北方町下水道事業会計予算を定めるについてであります。

全町断水事故が昨年発生したが、他市との水道接続や早急の対応により大きな事故にならず、復旧が早くよかった。しかし、給水は大変重要であるので、日ごろより点検業者等の指導をしっかりしておくことをお願いしたい旨の意見があり、平成十九、二十年度に電気設備改修工事を行うとともに、職員が速やかに対処できるシステムの導入も考えている旨の答弁がありました。

次に、今回の水源地の電気設備の改修工事について、一度に該当機器を更新するのではなく、順次年度を変えて更新することができるのかの質疑があり、断水事故で町民に多大な迷惑をかけた事実を踏まえ、該当機器全体の更新を行い、万全の改修工事を実施したい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原

案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

- 一、議長 議案第十四号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑終結の声あり)

- 一、議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

- 一、九番 日比玲子君 議案第十四号に対して反対したいと思います。

これは四号議案の中で話をしましたが、後期高齢者保険が含まれているということと、千百人が後期高齢者に移ったにもかかわらず、あまり予算上としては変わらないということで、負担がどうなるかということとはわかりませんが、こういう問題と、それから六十五歳から七十四歳になりますと、また十月ごろから年金をいただいている方は天引きをするということですが、本当にこんなことをやっていいのかなという疑問があります。以上です。

- 一、議長 ほかにございませんか。

(終結の声あり)

- 一、議長 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第十四号に対する委員長の報告は可決であります。議案第十四号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

- 一、議長 起立多数であります。よって、議案第十四号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第十五号 平成二十年度北方町老人保健医療特別会計予算

を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

(終結の声あり)

- 一、議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

- 一、九番 日比玲子君 議案第十五号に対して反対したいと思います。先ほどの四号議案と同じように、後期高齢者保険をつくることによつて、この老人医療保険をなくしていくということでありますので、そういった後期高齢者絡みだということで反対したいと思います。

- 一、議長 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第十五号に対する委員長の報告は可決であります。議案第十五号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

- 一、議長 起立多数であります。よって、議案第十五号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第十六号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

(終結の声あり)

- 一、議長 質疑を終結いたします。

討論ございますか。

- 一、九番 日比玲子君 議案第十六号も先ほどの議案第四号と同じ理由ですので、反対します。

- 一、議長 ほかにございませんか。

(終結の声あり)

- 一、議長 これより採決をいたします。

議案第十六号に対する委員長の報告は可決であります。議案第十六号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第十六号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第十七号 平成二十年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第十七号に対する委員長報告は可決であります。議案第十七号は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十七号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第十八号 平成二十年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

議案第十八号に対する委員長報告は可決であります。議案第十八号は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十八号は委員長の

報告のとおり可決されました。

日程第十九 要請第一号について

一、議長 日程第十九、要請第一号 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書の採択についてを議題といたします。

厚生都市常任委員長の報告を求めます。福井裕子君。

一、厚生都市常任委員長 要請書審査報告書。本会議に付託された意見書を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第八十九条第一項の規定により報告いたします。

平成二十年三月十三日。混合型血管奇形の難病指定を求める意見書の採択について。審査の結果、平成二十年三月十七日に委員会を開催し、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。以上、報告いたします。

一、議長 委員長報告に対する質疑を行います。

(省略の声あり)

一、議長 討論ございますか。

(省略の声あり)

一、議長 討論を終結いたします。

これより要請第一号を採決いたします。

要請第一号に対する委員長報告は採択すべきであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。要請第一号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

お諮りをいたします。ただいま、福井裕子君ほか四名から意見書第一号 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第一として議題としたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、意見書第一号 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第一として議題とすることに決しました。

追加日程第一 意見書案第一号について

一、議長 追加日程第一、意見書案第一号 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。福井裕子君。

一、五番 福井裕子君 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書について、地方自治法第九十九条及び会議規則第十四条の規定により別紙意見書を提出いたします。

お手元の意見書案を読ませていただきます。

混合型血管奇形の難病指定を求める意見書(案)。

混合型血管奇形は、動脈・静脈・毛細血管・リンパ管のうち複数の血管の先天性形成不全をいい、体幹から四肢にかけて大小の腫瘍やあざのような症状が見られる。血管の形成が不完全で、脆弱なことから患部は外傷により大量出血を起こすおそれや、ウイルス等の細菌に感染すると患部全体に広がり、生命の危険にさらされるおそれのある病気である。

こうしたことから、安静保持が必要で、日常生活が著しく制限されることとなっている。また、患部には血管が異常に成長し、栄養過剰となることから、成長に伴って下肢長差、背骨の形成異常といった症状があらわれてきている。

この病気の専門医は国内でも極めて少なく、患者数の正確な統計もないという状況であり、一般人はもとより医師や難病対策にかかわっている専門家の間でも認知度は低く、また病気の原因が明らかではない。さらには、難病に指定されていないため、その

治療方法も確立されておらず、有効な改善策が見当たらない現状である。また、医療や生活の支援もないため、患者や家族にとって精神的、経済的な負担は非常に大きいものとなっている。

よって、国におかれては混合型血管奇形を難病に指定することにより、早期に原因の解明や治療方法の研究・確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年三月二十一日、岐阜県北方町議会 提出先、衆議院

議長 河野洋平殿、参議院議長 江田五月殿、内閣総理大臣 福

田康夫殿、厚生労働大臣 舛添要一殿。

以上です。よろしくお願いいたします。

一、議長 これより質疑を行います。

(質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略し、ただいま朗読いたしました意見書案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、意見書第一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

一、議長 日程第二十、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から、所掌事務のうち、会議規則第七十一条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の

継続調査とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第二十一 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出について

一、議長 日程第二十一 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から所掌事務のうち、会議規則第七十一条の規定により行財政改革問題に関する事務調査についての閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました

日程第二十二 厚生都市常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

一、議長 日程第二十二 厚生都市常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から、目下委員会において審査中の道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率延長に関する意見書の議決については、会議規則第七十一条の規定により、お手元に配付をいたしましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上、付託された案件はすべて本会議において終了いたしましたので、町長よりあいさつを受けたいと思います。

一、町長 それでは、平成二十年の第一回定例議会が閉会をするに当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

大変長丁場の議会でしたが、議員の皆さん方には大変熱心に御審議をいただきまして、審議をお願いいたしました十八議案すべてについて、提案をさせていただきましたようにお認めをいただきましたことに、大変ありがたく、厚く御礼を申し上げます次第でございます。

審議の中におきまして、いろいろと御意見もちょうだいをいたしました。これから執行をいたしてまいりますときに、いただきました御忠告やら御意見やらを十分認識して、私ども執行部いたしましたしましては、最善の努力を払ってまいりたいと思っております。でございます。

また、反対意見もちょうだいいたしましたので、参考にさせていただく一、二点、十分注意をいたしてまいりたいと思っております。残念ながら国政に関する問題は私の権限の範囲外でございますので、いかんともしがたいわけでございますが、貴重な御意見として受けとめて、これからの町政運営に当たらせていただきたいと思います。

とりわけ空席でありました副町長の人事につきましては、皆さん方の深い御理解をいただきまして、全会一致で現在の総務課長であります山本繁美氏を御選任いただくことに御同意をいただきまして、これから町政を執行・運営いたしていく上に大きな戦力になりますことを、大変感謝を申し上げる次第でございます。

厳しい環境に今、地方自治体があるわけですが、議会の皆さん方と協力し合って、この逆風の中を北方町の町政運営を誤らないように微力を尽くしたいと思っておりますので、今後とも従来に増しての御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

一、議長 本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。これをもって平成二十年第一回北方町議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前十一時十三分 閉会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十年三月二十一日

議長

署名議員

署名議員